

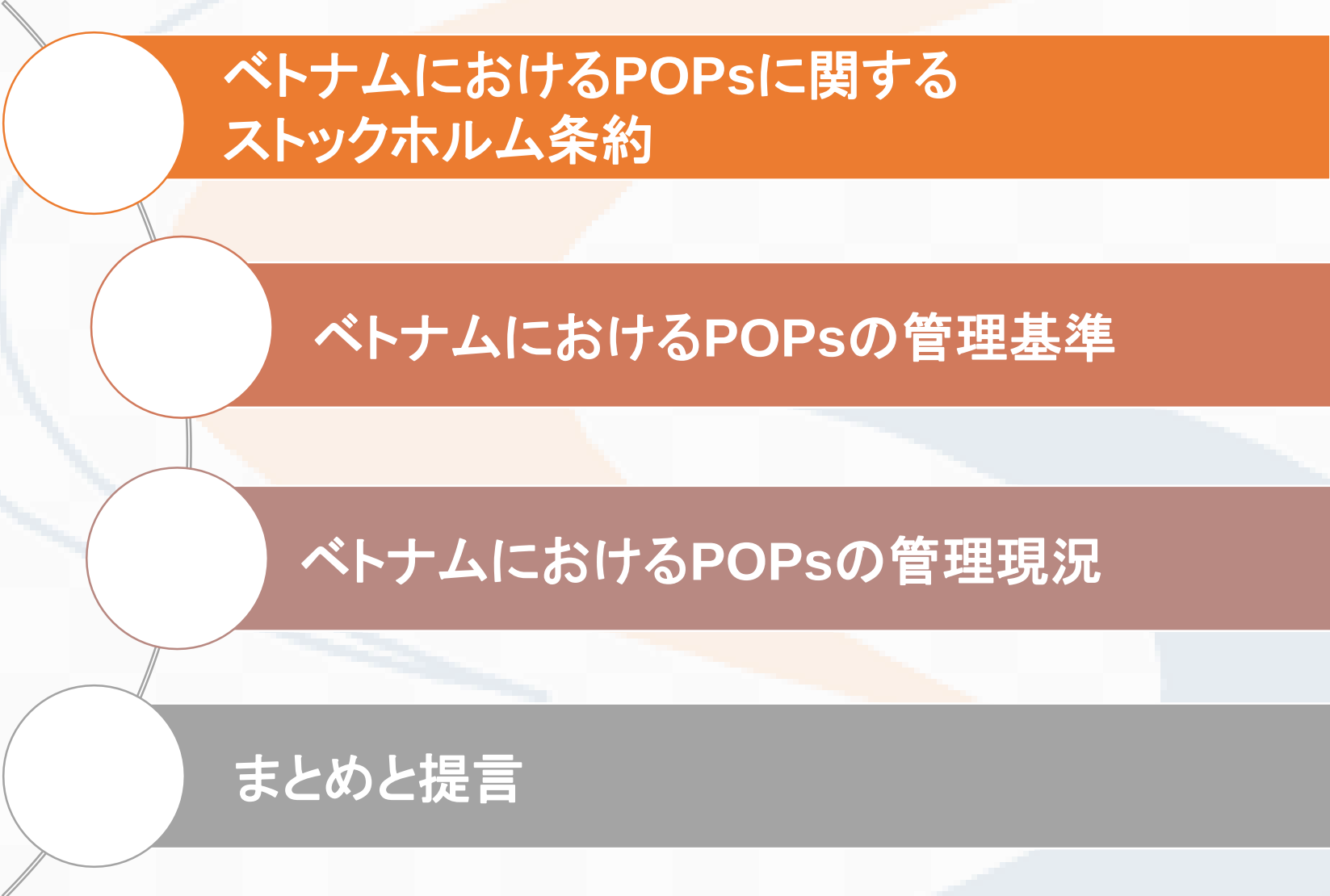
セミナー：ベトナムにおける化学物質管理の最新の動向について

ベトナムの化学物質戦略における、残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約の概要および当該条約への対応

Dang Thuy Linh
ベトナム天然資源環境省 公害防止部

2025

目次



ベトナムにおけるPOPsに関する
ストックホルム条約

ベトナムにおけるPOPsの管理基準

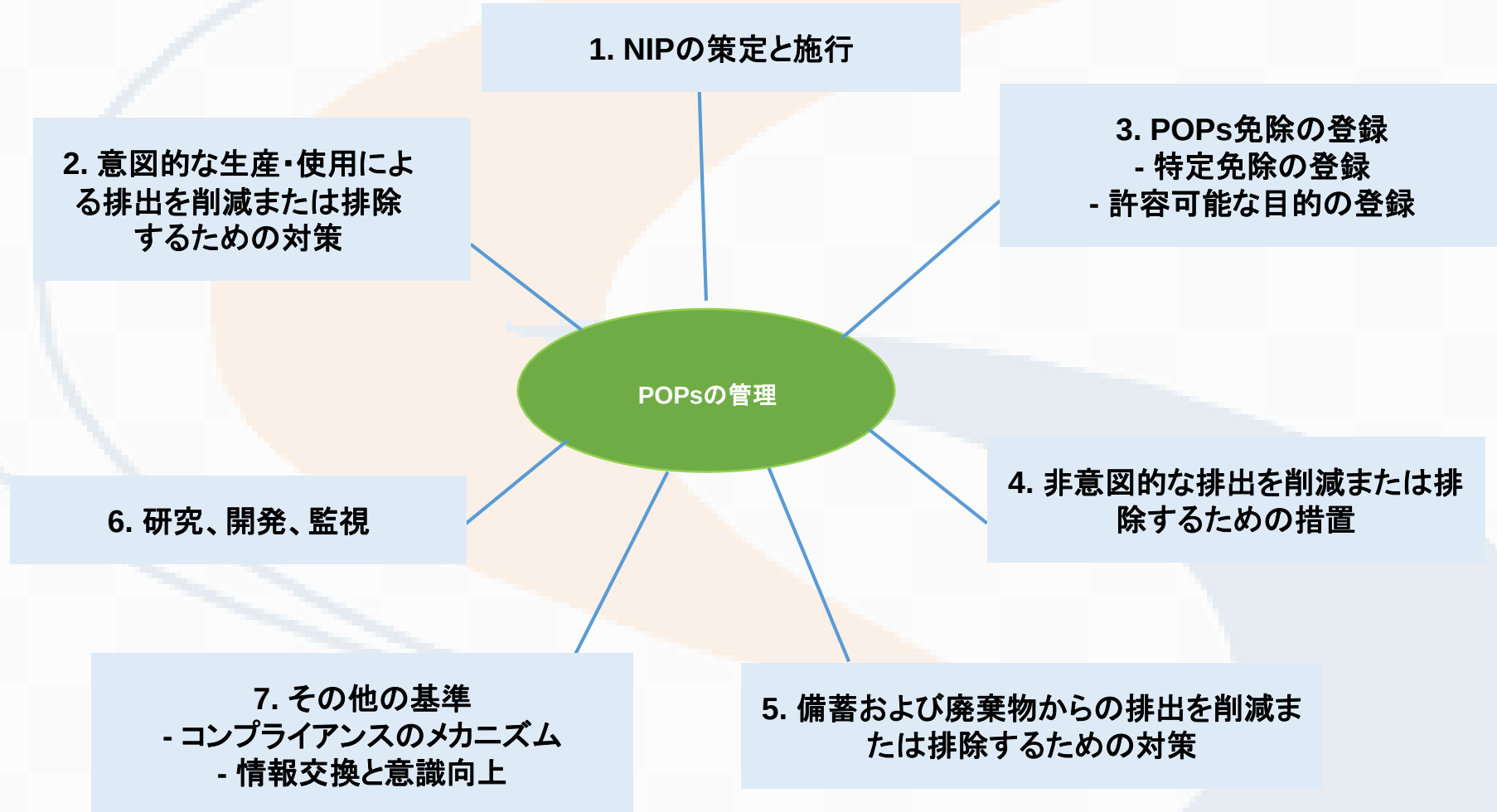
ベトナムにおけるPOPsの管理現況

まとめと提言

ベトナムにおけるPOPsに関するストックホルム条約

- 残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約は、2001年5月22日にストックホルムで各国政府代表により署名され、2004年5月17日に発効。締結国は186か国。
- ベトナムは2001年5月23日および2002年7月22日に**ストックホルム条約に署名・批准**し、同条約の14番目の締約国となった。ベトナムにおけるストックホルム条約の主体はMONRE。
- ベトナムは2006年8月10日付の**決定No. 184/2006/QĐ**でPOPsに関するストックホルム条約の国家施行計画を承認し、**2017年10月17日付の決定No. 1598/QĐ-TTg**でこの計画を更新。
- 2020年の環境保護法 (LEP):
- 2020年のLEP施行指針
 - (i) 2022年1月10日付の議定No. 08/2022/ND-CP
 - (ii) 2022年1月7日付の議定No. 45/2022/NĐ-CP
 - (iii) 2022年1月10日付の通知No. 02/2022/TT-BTNMT
 - (iv) 2021年6月30日付の通知No. 10/2021/TT-BTNMT

ベトナムにおけるPOPsの管理基準



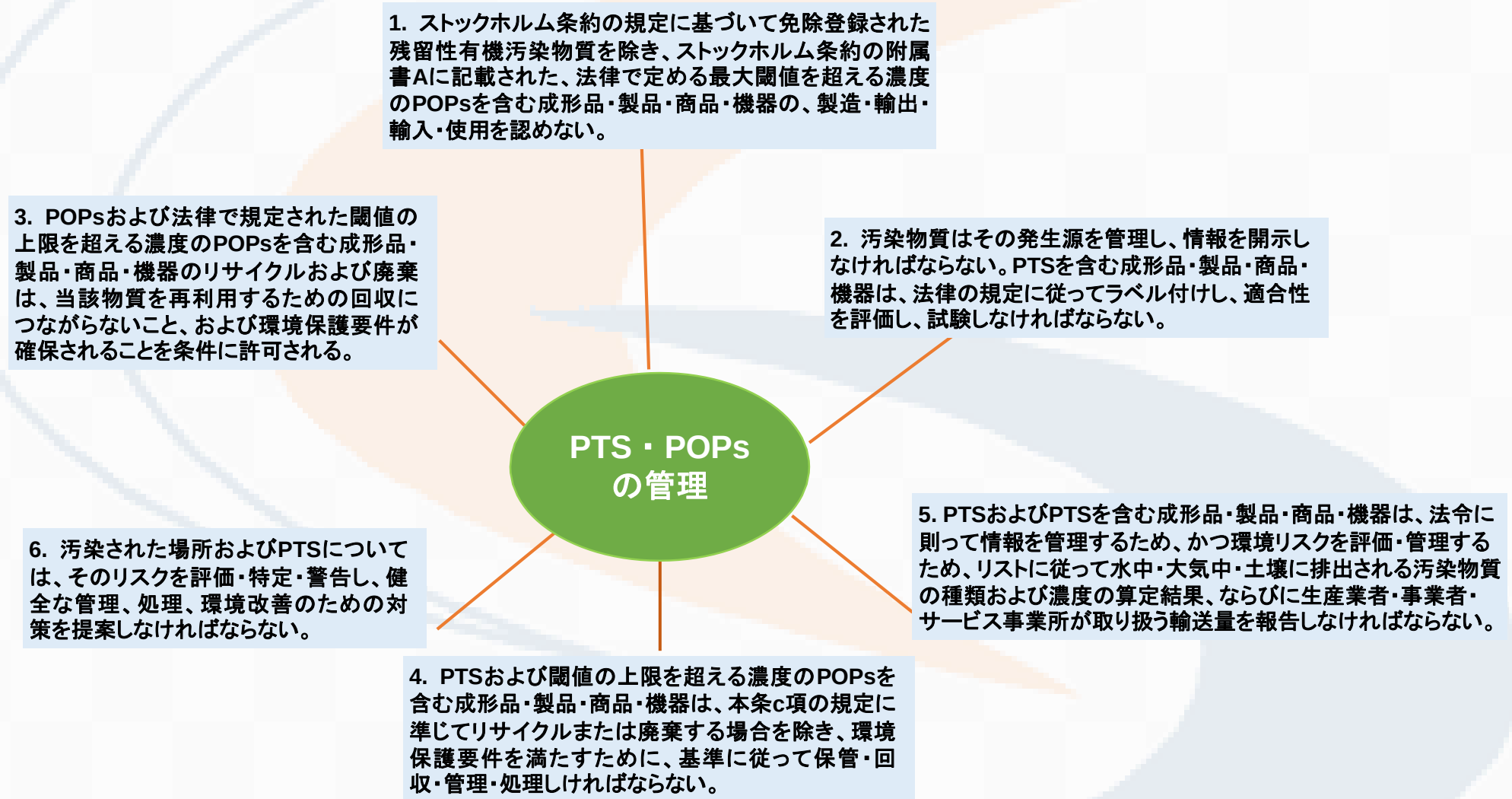


ベトナムにおけるPOPsの管理基準

「難分解性有害物質 (PTS)」とは、毒性および残留性の高い汚染物質で、生物濃縮して環境中に拡散し、環境とヒトの健康に悪影響を及ぼす物質

「残留性有機汚染物質 (POPs)」とは、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で定義されたPTS

POPsを含む難分解性有害物質 (PTS) および PTS を含む成形品・製品・商品・機器の管理における環境保護 (LEP 2020 第 69 条)。



LEP 2020:

➤ 第97条 (第5項): 環境技術基準

- 第5項 - 成形品・製品・商品・機器のPTS閾値に関する環境技術基準
- ベトナムは現在、成形品・製品・商品・機器のPOPs閾値に関する国家技術基準を策定中

➤ 第98条 (第3項): 周囲環境の質に関する環境技術基準の策定および適用についてのルール - 成形品・製品・商品・機器におけるPTSの閾値に関する環境技術基準

- 第3項: 成形品・製品・商品・機器におけるPTS閾値に関する環境技術基準は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に基づき、ヒトの健康を保護し、環境汚染を防止するという目標を確保するものとする

議定No. 08/2022/ND-CP:

- 第38条:ストックホルム条約の規定に基づく残留性有機汚染物質 (POPs) 免除登録

2023年1月1日より、税関当局は、天然資源・環境省のPOPs免除登録承認通知を根拠に、POPsの通関手続きを検討・許可する

- 第39条:難分解性有害物質を含む成形品・製品・商品・機器に関するラベル付けおよび情報の開示
- 第40条:難分解性有害物質および難分解性有害物質を含む成形品・製品・商品・機器に関する適合性評価および検査
- 第41条:難分解性有害物質および難分解性有害物質を含む成形品・製品・商品・機器を輸入・生産・取引・使用する組織および個人の責務
- 第42条:難分解性有害物質および難分解性有害物質を含む成形品・製品・商品・機器の管理における、省庁、省庁同級機関および地方人民評議会の責任

議定No. 45/2022/ND-CP:

- 第28条: 残留性汚染物質を含むPTS・成形品・製品・商品・機器の管理における環境保護基準違反

通知No. 02/2022/TT-BTNMT:

- 第47条: 直接的生産の原材料としてのPOPs免除登録の申請検査および評価
- 第48条: 難分解性有害物質および難分解性有害物質を含む成形品・製品・商品・機器のラベル付け、情報の開示、適合性評価、検査

通知No. 10/2021/TT-BTNMT: 第14~15条

- 第14条: スtockホルム条約に基づくPOPsのリスト、およびPOPsを含む成形品・製品・商品・機器
- 第15条: 成形品・製品・商品・機器中のPOPsの監視



ベトナムにおけるPOPsの管理現況

身の回りのPOPs



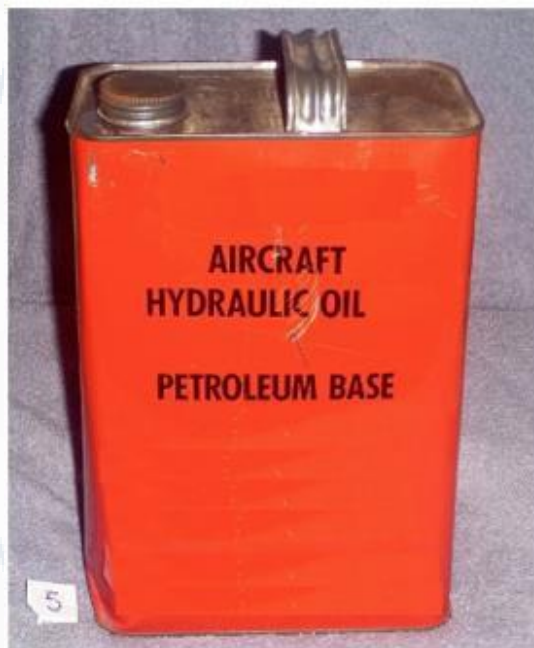
BDE





SCCP





PFOS
PFOA



POPsを使用できる業界およびセクター

- 金属メッキ: PFOS
- プラスチック・ポリマー: DBDE、SCCP...
- 繊維: PFOS、PFOA、DBDE...
- 製紙および包装: PFOS、PFOA、PFAS...
- 塗装: SCCP、UV-328
- 泡消火薬剤: PFOS、PFOA、PFAS...
- 電子機器: PBDE (tetraBDE、pentaBDE、hexaBDE、heptaBDE、DBDE)...
- 輸送: (tetraBDE、pentaBDE、hexaBDE、heptaBDE、DBDE)...

ベトナムにおけるPOPs輸入の現状

- 直接的生産の原材料としてのPOPsの輸入と使用に関するデータは、以下のデータソースから作成：
 - ✓ ベトナム商工省化学品庁 (VINACHEMIA): 輸入、使用、取引、国内取引に関するデータ
 - ✓ 関税総局: POPsの輸入データ (税関総局のHSコードとの比較)
 - ✓ その他の省庁: 省庁
 - ✓ POPsに関する重要なデータは、インベントリと統計である

まとめと提言

- POPsを含むPTSの管理に関する基準が、ベトナムの法律文書に盛り込まれた
- これらの政策および法律の枠組みが、ベトナムにおける化学汚染の管理全般に関して、そして特にPOPsの健全な管理について強化された
- ベトナムで効果的にストックホルム条約を施行し、POPsを健全に管理するために：
 - ✓ 多くのセクターが関与するライフサイクルやサプライチェーンに沿った、POPsの健全な管理および排出規制
 - ✓ 新たなPOPsが追加されたストックホルム条約基準に従ってNIPの更新を段取り
 - ✓ 成形品・製品・商品・機器中のPTS閾値に関する環境技術基準の研究開発を継続

ありがとうございました！

